

仕 様 書

1. 件名

什器の納品及び設置業務一式

2. 作業概要

什器の納品及び設置

3. 作業内容

(1) 納品物

ア. 什器の規格、数量は別紙1の通りとする。

イ. (一社)日本オフィス家具協会の「オフィス家具 PL 対応ガイドライン」に準拠した製品であること。国際標準化機構 (ISO) の品質保証規格 9001 及び日本産業規格 (JIS) の表示認定を受けた工場で製造した製品であること。

ウ. 環境への負荷を軽減するため、「国等による環境物品の調達等に関する法律（通称：グリーン購入法）」で定められた「国等が重点的に調達を推進すべき特定調達物品及びその判断の基準等」の上記物品に係る判断基準に可能な限り適合している製品であること。

エ. メーカーのカタログに標準品として掲載されている製品であること。

オ. 購入した製品の修理については、原則として、工場に持ち帰ることなく PMDA 執務室にて修理もしくは交換による対応とすること。

カ. 主要部材については、納品月末日から5年間、またはカタログ掲載から非掲載になった状態から5年間のいずれかの長い期間にて交換及び修理が可能であること。

(2) 設置

別紙2の通りとする。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 納入期限

令和9年3月7日（日）まで

※納品日時は別途指示（休日の日中帯想定）。

なお、受託者は、契約締結後5営業日以内に、3.（1）に定める納品物について、納

品予定什器の製品番号を一覧にして作成し、PMDA 担当者の確認を受けること。一覧には製品の仕様がわかるカタログ及び写真を付けることが望ましい。

6. 納入方法

- ア. 作業日の 10 営業日前までに作業計画書を提出すること。
- イ. 納品時間は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の指定する時間に行うこと。
- ウ. 納品にあたっては、PMDA 及び建物管理者の指示に従うこと。また、十分な注意を払い、必要に応じて養生し、手押し車（台車）等で納品すること。（パレットでの納品は禁止とする）
- エ. 納品に係る作業は新霞が関ビルの貨物用エレベーターを使用すること。
- オ. PMDA が指定した日時にて打合せを行い、納品及び設置の詳細について理解し、機構の指示に従って実施すること。

7. 納入場所

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

PMDA 内 事務室

（別紙 2 の通り。詳細は別途指定。）

8. その他

- ア. 納品後、契約不適合を発見した際には、直ちに良品と交換すること。
- イ. 納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。
- ウ. 新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。
 - （ア）大型自動車で搬入する場合
 - ・新霞が関ビル 1 階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに駐車することができる。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるので、事前（数日前）に行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等を本仕様書 10. に記載のメールアドレス宛に連絡すること。
 - （イ）それ以外の自動車で納品する場合
 - ・車の高さの制限 2.5m を超えない高さの自動車に限る
 - ・30 分単位で 300 円ずつ加算
 - ・地下 1 階駐車場の開いたスペースに車を駐車し、荷下ろし
 - ・荷物搬入専用エレベーターを利用
- エ. 輸送費、移設費その他一切の費用を含むこと。
- オ. 搬入に際し必要となる一切の手続を行うこと。

カ．本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、落札業者は機構担当者と十分協議の上その指示に従うこととする。

9．入札参加要件

入札を希望する者は、入札説明書で定める競争参加資格確認のための書類の提出期限の前営業日 11 時 00 分までに、本仕様書 10．に記載のメールアドレス宛に連絡し、別紙 2 を受領すること。

上記を満たさなかった者は入札に参加できない。

10．本件に関する照会先

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

総務部総務課

TEL：03-3506-9541

e-mail：soumuka●pmda.go.jp

※●は@に置き換えてください。